



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7510

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務

●犬の登録（生涯一回の登録）
狂犬病予防法により、生後91日以上の犬を飼い始めたら、飼い主は30日以内に、市町村に犬の登録を申請しなければなりません。登録は生涯一回で、登録をした際に鑑札が交付されます。この鑑札は、犬や飼い主を識別するための重要なものです。首輪などに見えるところに付けてください。
◎登録手数料 3000円

■狂犬病予防注射（毎年一回の注射）

狂犬病予防法により、犬の飼い主は特別な場合を除き、年に一回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。注射した犬には、注射済票が交付されます。これも鑑札同様、首輪などの見えるところに付けてください。
◎狂犬病予防注射料金 3240円

■各種届出

狂犬病予防法により、飼い犬の登録事項に変更などがあった場合は、下表の届け出が必要です。
【受付窓口】
町環境政策課生活安全グループ
（役場⑩番窓口）
☎ 7510

（町が巡回して行う予防注射の場合、注射済票交付手数料550円を含みます）
※町が巡回して行う予防注射は、各会場で注射後に注射済票を交付します。
※町外の動物病院で注射した場合は、狂犬病予防注射済証が渡されますので、それを役場（環境政策課）に持参して手続きをしてください。注射済票を交付します。その場合、注射済票交付手数料として550円が必要です。

【表】登録事項変更の際の届け出一覧

飼い犬の状況	届出種別	注意事項
飼い犬が死亡した場合	死亡届	—
飼い犬または飼い主が町外に転出した場合	変更届	※転出先（新住所地）の市町村の担当窓口へ鑑札を持参してください。
他の市区町村で登録していた飼い犬が転入した場合		※転入前（旧住所地）の市町村から交付された鑑札を持参してください。
飼い主が変わった場合	—	—
飼い犬が人や家畜などに危害を加えた場合	犬の加害届	—

警察署からのお知らせ

令和4年度第1回 北海道警察官採用試験

悪は許せないという、熱い思いを持つ方をお待ちしています。

○受付期間

3月1日(火)～4月1日(金)

○第一次試験日

5月8日(日)

○採用予定人数

約200人

(男性150人、女性50人)

○受験資格（年齢）

令和5年4月1日現在で18歳以上33歳未満の方

進学・進級時における少年の非行 犯罪被害防止と有害環境の浄化

○家庭は最も身近な社会です。社会のルールを守らせ、善悪のけじめをつけさせることで、非行を防止しましょう。

○行き先を告げず外出、帰宅時間が不規則、夜遊びや外泊が多い、などの兆候に注意しましょう。

○フィルタリングを設定し、有害サイトをブロックしましょう。

【問い合わせ】

栗山警察署
☎ 0110



ごみ分別のご協力をお願いします

粗大ごみの収集

町では毎月第1・3金曜日に家庭から出る粗大ごみの収集を行っています。ぜひご活用ください。

◆申込方法

・事前にお電話でお申し込みください。また、町環境政策課窓口では、直接お申し込みいただけます。

・排出する粗大ごみの品目、個数、大きさ（高さ・長さなど）を把握したうえでお申し込みください。

◆注意事項

・1回につき10点まで収集します。
・申込者が多数の場合は、希望日に収集できないことがありますので、ご了承ください。
・家屋内からの搬出は行いませんので、ご自身で玄関先まで運んでください。
・町で処分できないもの（タイヤ

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

ヤ、スプリング入りマットレス、左記の家電リサイクル6品目は収集できません。

- 家電リサイクル6品目
- ①テレビ
- ②エアコン
- ③冷蔵庫
- ④洗濯機
- ⑤衣類乾燥機
- ⑥冷凍庫



詳しくは2019年4月版家庭ごみの「分け方・出し方」16ページをご確認ください。

ごみの野焼きは法律で禁止

◎野焼きは禁止されています！

野焼きは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康被害を招く危険性があるほか、悪臭・煙害・火災などで地域住民の方々に迷惑をかけることがあります。「ごみの野焼き」や「構造基準を満たさない焼却炉」での焼却は、法律で禁止されています。



ブロック囲いによるたき火（野焼き）

◎野焼きとは

構造基準を満たさない焼却炉でごみを燃やすことや、地面でごみを燃やすことです。ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴などでごみを燃やす場合も「野焼き」に含まれます。

◎野焼きの罰則

野焼き行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。違反者には、第25条により「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金のいずれか、または両方」が科せられます。

その病気、石綿（アスベスト）が原因かもしれません

石綿製品を取り扱う仕事をしてきた方、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方、またはそのご家族が石綿を吸い込み、病気になることがあります。

石綿による疾病は、非常に長い年月を経て発症することが特徴です。

（例：中皮腫の場合、その多くが40年前後の潜伏期間の後に発症）

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病と認定された場合、各種保険給付を受けられます。心当たりのある方は、下記までご相談ください。

【問い合わせ】 北海道労働局労働基準部労災補償課 ☎ 011-709-2311



厚生労働省
ホームページ